

任期付職員（産休育休代替等）採用試験

I 募集区分、合格予定人員、受付期間等

募集区分	任期付職員（産休育休代替等）	合格予定人員	若干名
受付期間	随時受付		
受験資格	次の要件を満たす人 ・平成17年4月1日までに生まれた人 ・ワード、エクセルの基本的な操作ができる人 ・普通自動車運転免許を有する人（ＡＴ限定可）		
職務の概要	行政事務、接客対応、事業の企画実施、地域課題への対応等 ※育児休業等の理由により職員に欠員が生じる場合に任用するものです。 このため、配属部署・業務内容は休業を取得する職員の状況に応じて異なります。 また、採用時期についても未定です。（「3合格から採用まで」参照）		
試験日程	受付後、調整により決定します。（SPI3・個別面接）		
会場	宗像市役所 ※自家用車の場合、宗像市役所の駐車場をご利用ください。		
試験内容	1 SPI3による能力検査及び性格検査（60分程度） ※ただし、次のいずれかに該当する場合は、SPI3を免除します。 必ず、申込みの際に、人事課へお申し出ください。 （1）令和5年1月以降に、宗像市でSPI3を受けている人 （2）令和元年度以降に、宗像市において任期付職員として任用された実績がある人 2 面接（個別）		

（1）上記のほか、次のいずれかの要件を満たす必要があります。ただし、②及び③に該当する人は採用後、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職以外の職に任用されます。

- ① 日本国籍を有する人
- ② 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)による永住者
- ③ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)による特別永住者

（2）次の事項に該当する人は受験できません。

- ① 禁固（拘禁刑）以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ② 宗像市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ③ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

（3）試験会場内では携帯電話等の使用を禁止します。試験会場入場前に必ず電源を切ってください(マナーモード、ドライブモードも不可)。

（4）各試験はすべて日本語による出題、質問で行います。それに対する回答、解答、応答は、すべて日本語で行います。また、SPI3はパソコンで実施し、点字及び拡大文字による試験は行いません。

2 受験手続

必要書類	①履歴書（市販のものに写真貼付。<u>メールアドレスを記入</u>） ②職務経歴書（任意様式） ◆試験の実施時間等の詳細は、受付後、メール（又は電話）にてお知らせします。 ※メールがない場合は、申込みの際に申し出てください。別途対応いたします。 ※SPI3（60分程度）は4人まで同時実施予定です（SPI3終了順に面接を実施）。 SPI3開始から面接終了まで、2時間以上を要する場合があります。ご了承ください。 ※提出された書類は、合格者を除き、試験合格者発表後に破棄します。
窓口による 受付	午前8時30分から午後5時まで、人事課で受付（場所は「6問合せ先」参照） ※土曜日・日曜日・祝日は、受け付けできません。
郵送による 受付	特定記録郵便又は簡易書留郵便で、封筒の表面左下に「任期付職員採用試験申込書在中」と朱書きし、人事課あてに送付。（送付先住所は、「6問合せ先」参照）

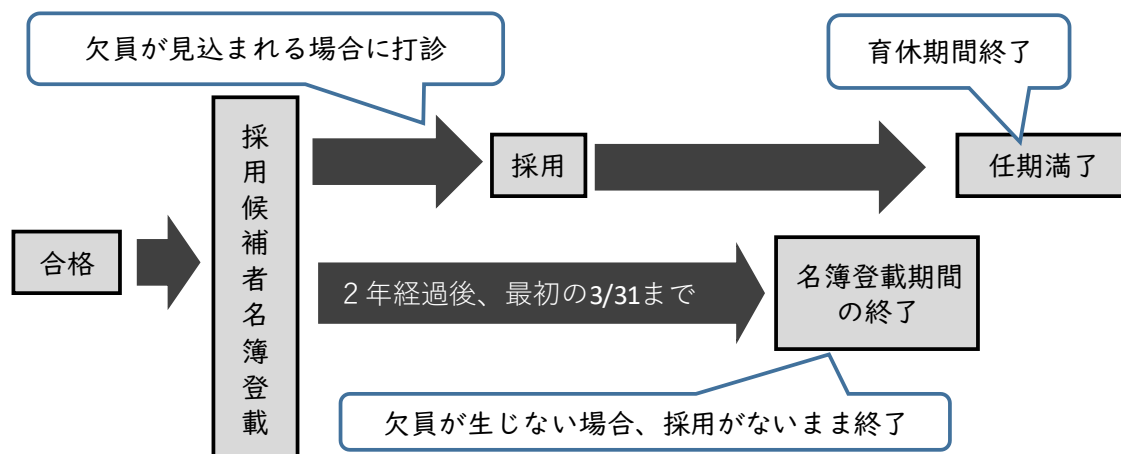
3 合格から採用まで

合格発表（予定）	試験実施後1週間から10日程度
発表方法	1. 宗像市ホームページに合格者の受験番号を掲載 2. 合格者にのみ郵送で通知

- (1) 合格者は「任期付職員採用候補者名簿」に登録されます。当該名簿の有効期限は、名簿作成の日から2年を経過した日以後における最初の3月末（令和7年度作成は、令和10年3月31日まで）です。
- (2) 原則として「任期付職員採用候補者名簿」の上位から順に採用となります。
 なお、職員の出産に伴う休暇・休業を理由とする任用の場合は、次のとおり、任用予定です。
 ＜女性職員の代替時＞
 - ① 職員の産前休暇開始（出産予定日前8週）から出産予定日後2週まで任用。
 - ② 職員の出産後、産後休暇取得（産後8週まで）・育児休業取得に応じて任期を延長。
 ＜男性職員の代替時＞
 - ① 職員の出産補助休暇、育児参加休暇、育児休業取得に応じて任用。
 - ② 出産前の任用の場合は、出産後に育児休業取得に応じて任期を延長。
 ※原則、最初の6か月間は条件付採用です。
- (3) 任期付職員としての任期は、職員の出産前・産後休暇・育児休業・出産補助休暇・育児参加休暇等の期間に応じます。おおむね10週から3年です。（職員の育児休業取得期間が延長された場合、任期延長の打診を行う場合があります。）
- (4) 職員の育児休業等による欠員に応じての採用となるため、採用時期や配属部署などは未定です。

(5) 名簿への登録期間中に育児休業取得者等がない場合は、採用となりません。

職員に欠員が生じることが見込まれる場合、名簿記載順に採用の打診を行い、勤務可能な場合に採用となります。ただし、打診を行った時点で勤務できなかった場合についても、採用候補者名簿の有効期間内であれば、引き続き名簿登載者となります。



4 試験結果の開示

試験結果は受験者本人（又は法定代理人）に限り、次の要領により開示請求をすることができます。請求は、各試験の合格者発表後に行ってください。いずれの試験結果も、電話等による問合せは受け付けません。

(1) 必要書類（①②いずれも必要です）

①受験者本人が請求する場合、本人であることを証明する書類（運転免許証、パスポート、健康保険の被保険者証、学生証、マイナンバーカード等）が必要です。

法定代理人が請求する場合は、法定代理人自身の本人確認書類（前述の本人請求の場合を参照）、法定代理人の資格を有することを証明する書類（戸籍謄本、登記事項証明書等）が必要です。

※マイナンバー「通知カード」は、本人確認書類として使用できません。

②試験結果開示請求書

（印鑑持参の上、窓口で記入してください。ただし、請求者本人による自署の場合、押印を省略できます。）

(2) 開示請求期間 各試験の合格発表の翌日から3か月間

（土・日・祝日・年末年始を除く開庁日の午前8時30分から午後5時まで）

(3) 開示の方法 閲覧のみ

(4) 開示請求場所 人事課（宗像市役所本館2階）

5 勤務条件・給与等

宗像市一般職の職員の給与に関する条例(平成15年宗像市条例第42号)、宗像市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成17年宗像市条例第21号)に基づいて支給されます。

勤務時間、休暇等は、宗像市職員の勤務時間等に関する条例(平成15年宗像市条例第31号)、宗像市職員の勤務時間等に関する条例施行規則(平成15年宗像市規則第23号)の規定によります。

給料	223,000円(令和7年4月1日現在の給料月額) ※ 上記給料例は、条例等の改正により変動する場合があります。 ※ 昇給あり。
諸手当	地域手当、通勤手当、時間外勤務等手当、扶養手当、住居手当、期末手当、勤勉手当などがそれぞれの規定に基づいて支給されます。
勤務時間	・原則として、午前8時30分から午後5時までの勤務で、土・日曜日及び祝日は休みです。 ・配属される部署等によっては、勤務の時間や曜日が異なる場合があります。(土・日が勤務である場合や、シフト勤務である場合など) ・基本的に正規の職員と同じ勤務形態となります。
休暇等	年次有給休暇のほか、病気休暇、特別休暇(夏季休暇、忌引休暇等)があります。ただし、育児休業代替任期付職員は、育児休業を申請することはできません。

6 問合せ先

〒811-3492

福岡県宗像市東郷一丁目1番1号

宗像市 総務部 人事課(宗像市役所本館2階)

TEL 0940-36-5051